

令和2年度 第1回 大阪市障がい者施策推進協議会
議事要旨

日時：令和2年10月21日（水）午後1時30～午後3時

会場：大阪市役所 7階 特別委員会室

【 議題1 「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の進捗状況について（報告） 】

《 資料1-1, 1-2について説明 》

- ・ 精神病床1年以上の長期入院患者の削減の目標について、実施状況が11名、目標達成率が55%となっているが、この状況について低調な状況が続いている理由を教えてください。
⇒理由としては、域移行支援サービスを利用されているすべての方が地域移行に繋がっている訳ではないこと、コロナの感染拡大防止のため、精神科病院での入院患者との面会、外出等が制限されたためと考える。
⇒今後、病院の面会制限状況に応じて、事業周知を継続し、対象者に対して、支援を働きかけていく。
- ・ 大阪市においては、精神病院が市外にあり、面会等の交通費について、以前は補助していたが、現在は行っていないと聞いているが、補助はどうなっているのか。
⇒地域生活移行推進事業において支援者が、精神科病院に出向いて、退院意欲を促すための、面談等を実施する際には、現在も交通費を負担している。
- ・ 精神病院からの退院について、退院後どこに行かれたのかを教示願いたい。
⇒平成30年度、大阪府内の精神病床を有する医療機関から退院した本市患者の移行先の傾向として、約180人の長期入院の方について、家族との同居で家に戻られる方、グループホーム、特別養護老人ホーム、救護施設、特に多いのが、転院となっており、全体の約5割となっている。
- ・ 転院であれば、見かけは退院したことになっているが、実質は改善されていない。今後検討が必要ではないかと考える。
- ・ 施設からの地域移行者の行先について教示願いたい。
⇒施設からの地域移行についての資料は、準備し各委員に送付させていただく。
- ・ 施設入所者数の減少理由について教示願いたい。
⇒個別調査は行っていないが、高齢化に伴い亡くなられた方の数が多くなっている。
- ・ 施設入所者数の理由も本来の目的からは、ずれてしまっているため、対応を考える必要がある。

【 議題2 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案） 】

《 資料2-1について説明 》

- ・ 計画を策定し、数値が掲げられても実態とのギャップは常にある。
- ・ 計画の評価をする際に、効果や成果について十分評価しきれていないのは、大阪市に限らず全

国的にあるが、その辺りもこれから考えていく必要がある。

- ・ 普段生活すると、まだたくさんバリア、障壁がある。
- ・ 住まいの確保と、住みやすい住まい。この流れが福祉の課題から外れていたが、ようやく包括ケアシステムで住まいが入ってきた。住まいについては、全面的なバックアップというよりは、原則個人の責任で対応し、できない場合に行う構造になっている。恒久的に住まいの確保を保証することが必要ではないか。
- ・ 手話通訳者の確保において、手話通訳の質が高くない事業者が入札へ参加している。入札自体はオープンで良いが、その業者を選定する際にコストだけじゃなくて、質の保障が必要である。
- ・ 引きこもりがちな支援について、手帳別にみる身体・療育・精神の特徴、前回に比べ、今回の特徴が明らかになってきたことがわかる資料があれば、教示願いたい。
⇒アンケート結果から集計し、後日委員の皆様提供させていただく。
- ・ 入院中の精神障がい者のある人の地域移行の家族への働きかけについて、取組内容を教示願いたい。
⇒各区の保健福祉センターにて、精神障がいのある方の家族への家族教室を月1回開催している。疾病の教育、家族同士のわかち合い、対応についての検討等を行っている。
- ・ 項目が、「家族への働きかけ」でも良いが、「家族への支援」でもわかりやすいのではないか。
- ・ 居住問題について豊中市では、居住支援協議会を作り、素晴らしい活動をしている。大阪市も、居住支援協議会などの活動を、今後どのように展開するかについては、とても大きなテーマだと思う。
- ・ 堺市の、精神福祉協議会の場では、住民側の委員の方が参加している。問題について、会議の場で議論ができるので、そのような取組が大事なのではないかと思っている。それぞれの意見を伝え、共有できる仕組みや言える場が増えれば、孤立に対処できるのではないかと思う。
- ・ そういうソフト面での、工夫も行ってほしい。
- ・ 市営住宅において、自治会役員の免除ができるような工夫は考えていただきたい。
- ・ 地域のつながりは、ある面で強みであるが、硬直化したルールを押し付けられるとしんどい。お互いが理解する。そのようなソフト部分が必要。

【 議題3 精神障がい者地域生活支援部会の設置について 】

《 資料3について説明 》

- ・ 部会を設置することによって、どういう議論がなされ、その結果、精神障がいの方の地域生活がどのように改善されるのかという、その点が大きなポイントとなる。

【 議題4 その他（各部会報告） 】

《 資料4について説明 》

- ・ 全国的に大阪市の差別解消協議会に関心を持たれており、12月に、日弁連と一緒に、報告を弁護士会に行く。大阪市は、相談が多く、かつ解決していることも多いということで、どんな仕組

みで展開されているのかについて整理し、全国に報告できるようにしたいと考える。

- ・ 強度行動障がいの方は特性が異なるため、グループホームのマッチングはものすごく難しい。また、重層的な支援をできるスキルの職員がいるのかは疑問である。強度行動障がいの方については、狭い空間で、グループで生活を行うというのは無理なのではないかと考える。